広労発基0501第4号
平成29年 5月 1日

建設業労働災害防止協会広島県支部長　殿

広島労働局長

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針等について

労働行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年3月に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第29号。）による労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の改正により、医師又は歯科医師から労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条の4に基づき行われる意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の業務に関する情報を求められた場合、当該情報を提供することが事業者の義務とされたところであり、法第66条の5第2項の規定に基づき公表されている健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成8年健康診断結果措置指針公示第1号）について、平成29年4月14日付けで所要の改正が行われ、平成29年6月1日から適用されることとなりました。

つきましては、改正後の指針に基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、貴団体の事業場に対する周知方ご協力をお願いします。

改正点は別紙1の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別紙2のとおりです。

なお、改正後の指針、新旧対照表については、近日中に当局ホームページにおいても、掲載する予定であることを申し添えます。